

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 26 日

大口町長 鈴木 雅 博

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
大口町全域
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 27 年 3 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数

法人	3 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - (1)地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - (2)農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - (3)担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地増加の問題が危惧される。「地域の中心となる担い手」として農地を集約的に借り入れている大規模農家が 6 名存在し、担当する地区を定めていく。そのため、今後も担い手による農地集積・集約化、農地中間管理機構について周知していくとともに、離農する農家の農地については農業委員会により、耕作放棄地の発生抑制、解消に努める。
今後は担い手は集積・集約化による作業の効率化と規模拡大を図り、また、各人が低コスト化などの取組を推進しながら経営基盤の強化を目指す。